改正後	改正前
（削る）	七　所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第四十一条の規定による職員の派遣に関すること。
七～十　（略）	八～十一　（略）
十一　所有者不明土地の利用の円滑化等を図るための施策に関する調査及び調整その他当該施策の推進に関すること。	（新設）
十二　（略）	十二　（略）

（北海道開発局組織規則の一部改正）

第四条　北海道開発局組織規則（平成十三年国土交通省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（開発監理部の所掌事務）	（開発監理部の所掌事務）
第一条の二　開発監理部は、次に掲げる事務をつかさどる。	**第一条の二**　開発監理部は、次に掲げる事務をつかさどる。
一～二十八　（略）	一～二十八　（略）
（削る）	二十九　所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年法律第四十九号）第四十一条の規定による職員の派遣に関すること。
二十九～三十二　（略）	三十～三十三　（略）
三十三　所有者不明土地の利用の円滑化等（所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年法律第四十九号）第三条第一項に規定する所有者不明土地の利用の円滑化等をいう。第十四条第十五号において同じ。）を図るための施策に関する調査及び調整その他当該施策の推進に関すること。	（新設）
三十四～四十三　（略）	三十四～四十三　（略）
（用地課の所掌事務）	（用地課の所掌事務）
第十四条　用地課は、次に掲げる事務をつかさどる。	**第十四条**　用地課は、次に掲げる事務をつかさどる。
一～十　（略）	一～十　（略）
（削る）	十一　所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第四十一条の規定による職員の派遣に関すること。
十一～十四　（略）	十二～十五　（略）
十五　所有者不明土地の利用の円滑化等を図るための施策に関する調査及び調整その他当該施策の推進に関すること。	（新設）

附　則

（施行期日）

1　この省令は、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和四年法律第三十八号）の施行の日（令和四年十一月一日）から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現にある第一条の規定による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○国土交通省令第七十六号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第七条の二第一項の規定に基づき、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等に関する技術上の基準等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年十一月一日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫